

令和3年度 松戸市下水道事業会計補正予算（第2回）

(総 則)

第1条 令和3年度松戸市下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度松戸市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(補正前)	(補正後)
(4) 主要な建設改良事業		
下水道施設整備費	3,575,936 千円	3,776,136 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 下水道事業収益	11,904,218 千円	61,134 千円	11,965,352 千円
第2項 営業外収益	4,318,969 千円	61,134 千円	4,380,103 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	11,668,608 千円	125,745 千円	11,794,353 千円
第1項 営業費用	10,651,585 千円	52,948 千円	10,704,533 千円
第2項 営業外費用	995,522 千円	72,797 千円	1,068,319 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,062,352千円は、過年度分損益勘定留保資金127,282千円、当年度分損益勘定留保資金2,699,733千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額235,337千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,062,402千円は、過年度分損益勘定留保資金774千円、当年度分損益勘定留保資金2,450,327千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額245,351千円及び減債積立金365,950千円」に改め、資本的収入及び支出予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資 本 的 収 入	5,430,584 千円	200,150 千円	5,630,734 千円
第1項	企 業 債	2,802,000 千円	110,100 千円	2,912,100 千円
第3項	補 助 金	1,110,150 千円	90,050 千円	1,200,200 千円
支 出				
第1款	資 本 的 支 出	8,492,936 千円	200,200 千円	8,693,136 千円
第1項	建 設 改 良 費	4,421,870 千円	200,200 千円	4,622,070 千円

(企業債)

第5条 予算第7条中、起債の限度額を次のとおり改める。

区分	起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
補正前	公共下水道事業	2,412,100千円	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
補正後	公共下水道事業	2,522,200千円	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条中、(1) 職員給与費の額「458,551千円」を「511,499千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

第11条 繰越利益剰余金のうち300,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 300,000千円

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健次